

岐阜県教育委員会点検評価会議設置要綱

(設 置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項に規定する教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価並びに岐阜県教育振興基本計画の進行管理を行うに当たり、教育に関し見識を有する者の意見を聴くため、岐阜県教育委員会点検評価会議（以下「点検評価会議」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 点検評価会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検評価について意見を述べること。
- (2) 岐阜県教育振興基本計画の進捗状況について報告を受け、意見を述べること。

(組 織)

第3条 点検評価会議は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 企業関係者
- (3) 保護者
- (4) その他教育長が適当と認める者

(構 成)

第4条 委員の任期は、4年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第5条 点検評価会議に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は委員のうちから互選し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会議の進行を行う。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 点検評価会議の会議は、教育長が招集する。

(意見の聴取等)

第7条 教育長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶 務)

第8条 点検評価会議の庶務は、岐阜県教育委員会教育総務課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、点検評価会議の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。